

## 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書の概要

## 1 背景

- 規制改革推進会議\*を受け、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、畜舎における消防用設備等の特例基準について検討。

※「規制改革推進に関する答申」（令和3年6月1日規制改革推進会議）の内容  
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎新法」という。）の施行時期（令和4年4月1日）を目途として、「消防法施行令の改正を基本に、畜舎における特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する」

## 2 畜舎における消防用設備等に係る特例の適用状況等

- 畜舎は、消防法施行令（以下「令」という。）別表第一（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要。  
ただし、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、各畜舎の具体的な位置や構造等が一定の要件に適合すると認められる場合は、令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除。
- 消防庁において、全国の消防本部に対し、畜舎における令第32条の規定に基づく特例の適用状況を調査した結果、回答のあった1,891件のうち、特例を適用しているものが1,875件（99.2%）、適用していないものが16件（0.8%）であった。

※ 特例を適用することにより、消火器のみ設置を求めているものが1,466件（77.5%）、消火器及び誘導灯・誘導標識のみ設置を求めているものが238件（12.6%）、その他の設備の設置を求めているものが171件（9.0%）。

→ 令第32条に基づく特例は、管轄の消防長・消防署長が個々の畜舎の位置や構造等の状況から、その適用可否を個別に判断しているところであるが、「地域ごとに判断にばらつきがみられる」との意見があり、判断基準の明確化、統一化を図ることが求められている。

## 3 消防用設備等の特例基準

## (1) 特例の対象

- 「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」及び「堆肥舎」を対象とする（畜舎新法と同様）。

※ 「関連施設」は、集乳施設及び畜舎に付随する搾乳施設とする（畜舎新法と同様）。  
※ 以下、「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」及び「堆肥舎」を「畜舎等」という。

- 特例の対象は、「畜舎等」のうち、次の条件を満たすものとする。

## ① 防火上及び避難上支障がないもの

- ※ 原則、階数が1（平屋建て）のものとする（畜舎新法と同様）。ただし、避難上支障がない場合は、階数を2とすることが可。
- ※ 畜産経営に必要な最低限のもので、不特定多数の利用、就寝、多量の火気の使用がなく、かつ、容易に避難可能なものを除き、居室が存しないものとする。

## ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの

- ※ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域又は用途地域以外の地域に存するもので、周囲6メートル以内に建築物又は工作物（不燃材料で作られ、又は内部に人が立ち入れない構造であるものを除く。）が存しないものとする。

### (2) 各消防用設備等の特例基準の概要

- **消火器具**については、初期消火に係る最低限の消火設備であり、設置が必要。ただし、基準の細目（配置方法）については、実態を踏まえた緩和が可能。

（現行基準）	（緩和基準）
各部分から20メートルごとに配置	専ら家畜の飼養又排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く各部分から20メートルごとに配置

- **屋内消火栓設備・屋外消火栓設備**については、設置は不要。
- **自動火災報知設備・非常警報設備**については、原則、設置は不要。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上<sup>※1</sup>となる場合は、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、設置が必要<sup>※2</sup>。

※1 一般的な事務用途の建物において自動火災報知設備や非常警報設備の設置が必要となる規模。具体的には、次のとおり。

- ・自動火災報知設備 → 床面積の合計が1,000㎡以上（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない場合は300㎡以上）
- ・非常警報設備 → 収容人員が50人以上（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない場合は20人以上）

※2 自動火災報知設備及び非常警報設備の設置が必要となる場合であっても、実態を踏まえ、専ら家畜の飼養に供する部分には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

- **誘導灯・誘導標識**については、火災時に利用者の逃げ遅れを防ぐため設けるものであることから、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない場合は、設置が必要。ただし、各部分から二方向に避難可能で、かつ、避難口を見とおし、識別できる構造を有するなど、避難が容易である場合は、設置は不要。
- **消防用水**については、広い敷地に存する大規模な建物において火災が延焼拡大した場合、敷地外に存する公設の消火栓等だけでは消火活動が難しくなることから、迅

速な消火活動ができるよう、敷地内に最低限の水利を確保するため設けるものであることから、畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、設置が必要。

ただし、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、設置基準について、実態を踏まえた緩和が可能。具体的には、次のとおり。

- ① 木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合、設置基準を緩和 (5,000 m<sup>2</sup>以上→10,000 m<sup>2</sup>以上)

	(現行基準)	(緩和基準)
耐火建築物	1 階及び 2 階の床面積の合計が 15,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	1 階及び 2 階の床面積の合計が 15,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
準耐火建築物	1 階及び 2 階の床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	1 階及び 2 階の床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
耐火建築物、準耐火建築物以外	1 階及び 2 階の床面積の合計が <u>5,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u>	1 階及び 2 階の床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> 以上のもの <u>ただし、木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u>

- ② 2以上の畜舎が接続される場合において、延焼防止上支障のない場合※は、別の建物とみなす。

※ 各畜舎が延焼防止上支障ない構造（可燃材料を用いない等）で、相互間の距離が 6 メートルを超え、かつ、接続部分が延焼上支障ないよう措置（不燃材で造り、可燃物を存置しない等）した場合

## 5 その他

- 消防庁と農林水産省が連携し、消防機関及び畜産関係者に特例基準の内容を周知。
- 畜舎等の関係者においては、新たな特例基準を適用した畜舎等について、出火の危険や避難上の支障が少なく、かつ、出火した場合に他への延焼のおそれが少ない状態（特例の対象とするための要件に適合した状態）を維持することが必要。  
また、消火器の使用方法や火災時の避難、消防機関への通報等について、訓練を計画的に実施することが有効。
- 大規模な畜舎については、必要に応じ、管轄の消防本部において、畜舎内の水利の活用等について畜産関係者と協議し、個別の畜舎に関する活動方針や計画を定めておくことが有効。